

新型コロナウイルスに関する臨時休業（休校）、出席停止等の基準（改定）と対応について

晩秋の候、保護者の皆様には、日頃より、佐久市学校教育に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸対応に深く感謝申し上げます。

さて、佐久市教育委員会では、佐久市立小中学校 新型コロナウイルス対応や臨時休業（休校）、出席停止等の基準について令和4年11月15日に以下の下線部のように改定をいたしました。引き続き、基本的な感染症対策への諸対応や感染者患者や濃厚接触者が特定された場合、当該の児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないように、冷静な対応をお願いします。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

令和4年3月29日付県教委通知「オミクロン株の特徴を踏まえた学校における感染防止対策の手引き」令和4年7月20日付県教委通知「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校運営ガイドライン改定版」、令和4年8月1日付文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」、令和4年8月19日付文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」、令和4年9月9日付県教委通知「学校における新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う対応について」及び現在の対応の状況を踏まえて、児童生徒や教職員が感染者等となった場合の臨時休業や出席停止等について下記のとおり改定します。

記

- 1 児童生徒及び教職員が感染者となった場合の対応
 - (1) 感染者は、7日間の療養期間とし、児童生徒：「出席停止」、教職員「療養休暇」の措置とする。
 - 有症状患者：発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合、8日目より解除とする。
 - 無症状患者：検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目より解除とする。なお、5日目の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。（9月9日付県教委通知参照）
 - (2) 校長は、国の基準および県の手引きに従い、必要な場合は、陽性者の最終登校日の翌日から5日間、当該学校の全部または一部（学級または学年）を臨時休業とし、校内の消毒等を徹底する。（8月19日付文科省事務連絡参照）
 - (3) 校長は、当該学校の保護者に臨時休業（学級閉鎖等）の実施の有無をはじめ、学校がとる対応について通知する。
- 2 児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合の対応（8月1日付文科省事務連絡参照）
 - (1) 児童生徒は「出席停止」、教職員は「出勤停止」の措置5日間（6日目解除）とする。
 - (2) ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から出席（出勤）停止の解除を可能とする。
 - (3) いずれの場合においても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を徹底する。
- 3 児童生徒及び教職員の感染は確認されていないが、発熱等の風邪症状がある場合の対応
 - (1) 児童生徒は、「出席停止・忌引き等の日数」とし、校長は欠席扱いとしない。
 - (2) 教職員については、校長が出勤停止の措置を行う。
- 4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について
 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、保護者が主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。保護者が登校すべきでないと判断する場合、校長は児童生徒を欠席扱いとせず、「出席停止、忌引き等の日数」とする。
- 5 その他の出席停止等の扱いについて
 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させない場合について、感染経路の分からない患者が急増している地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合、校長は児童生徒を欠席扱いとせず、「出席停止、忌引き等の日数」とする。

- 6 臨時休業の給食提供について
教育委員会は、臨時休業（学級閉鎖等）期間中は原則として給食の提供を停止し、臨時休業の解除に合わせ、給食の提供を再開する。
- 7 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止について
教育委員会は、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者が特定された場合など、児童生徒、保護者が、当該の児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないよう、学校を通して冷静な対応をとるよう依頼する。
- 8 市立小中学校の感染状況等の公表について
新型コロナウイルス新規感染者発生に関し、令和4年9月26日に全国一律で全数把握の見直しが行われたことに伴い、佐久市ホームページでの市立小中学校教職員の感染状況等の公表は終了した。なお、上記1（3）のとおり、当該学校の保護者には、従来通りオクレンジャーにて各学校より通知をする。

※抗原定性検査キットとは

抗原定性検査キットは家庭で使用でき、ウイルス量が多いときには高い確率で検出できるとされています。薬剤師の常駐しているドラッグストア等で「体外診断用医薬品」と明記された抗原定性検査キットを購入し、薬剤師の指導を受けてから検査をしてください。

関連資料リンク

- ① 令和4年3月29日付県教委通知「オミクロン株の特徴を踏まえた学校における感染防止対策の手引き」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/corona/documents/220329tebiki.pdf> 
- ② 令和4年7月20日付県教委通知「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校運営ガイドライン改定版」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/corona/documents/220720kenritsu.pdf> 
- ③ 令和4年8月1日付文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」
https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kouhou01-000004520_001.pdf 
- ④ 令和4年9月9日付県教委通知「学校における新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う対応について」
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/09/1663115299.pdf> 